

水道事業に係る包括連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と堺市（以下「乙」という。）は、水道事業の運営に係る包括的な連携を推進し、イコールパートナーとして相互に協力するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が水道事業の運営に係る包括的な連携を強化し、相互補完による相乗効果を最大限発揮させることで、お客さまサービスの向上及び経営基盤の強化を図り、甲及び乙の水道事業をより円滑に運営することを目的とする。

（連携の内容及び範囲）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するための具体的な業務については、個別に協議した上で、その内容を決定する。

2 甲及び乙は、前項の協議により必要と判断された場合は、連携の具体的内容、期間、方法、費用負担等について、別途、契約、協定等を締結する。

3 本協定は、甲及び乙が本協定の相手方以外と契約、協定等を別途締結することを妨げるものではないものとし、本協定に基づく業務は、甲及び乙のそれぞれの対外活動等を制約するものではないものとする。

（情報開示）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方より開示を受け又は知り得た情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外の目的をもって利用してはならない。ただし、法令により開示を求められたものはこの限りではない。

（事務局）

第4条 本協定に基づく連携協議の事務局は、甲にあつては水道局総務部経営改革課事業推進担当とし、乙にあつては上下水道局経営企画室とする。ただし、以後に部署名の変更等があった場合は、実質的に業務を承継している部署が事務局となる。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、以後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
大阪市
大阪市水道事業管理者 河谷 幸生

乙 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市
堺市上下水道事業管理者 出未明彦